

# 特定非営利活動法人えち福祉のひとづくり実行委員会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人えち福祉のひとづくり実行委員会という。

2 本法人の英文名は、ECHI Welfare Planet Organization とし、略称を ECHI WPO とする。

### (事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を滋賀県愛知郡愛知川町大字川久保91番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本法人は、高齢者や障害を有する者に対して、住み慣れた地域と親しい人間関係のなかで、人間としての尊厳が守られ、安心して介護サービス等が利用できるよう、必要な知識と技能、人権問題に関する教育を修得した人材の養成および、高齢者や障害者の医療福祉に関する支援事業・政策提言を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (2) 保健・医療または福祉の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 国際協力の活動

### (事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 医療福祉を担う人材育成・養成に関する各種事業およびイベント
- (2) 心の健康・体の健康・社会の健康に寄与する事業
- (3) 地域福祉の啓発事業
- (4) 介護保険サービスの質の向上に関する各種事業
- (5) 介護保険事業のオンブズパーソン的役割に関する事業
- (6) 発展途上国の医療福祉事業への協力活動

- (7) 災害時における救援人員の派遣活動
- (8) 外国人医療技術者の受入研修
- (9) その他本法人の目的を達成するための事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 本法人の会員は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 本法人の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の入会申込者が第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動および事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3 本法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める賛助会員入会申込書を会長に提出することによって会員となることができる。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (退会)

第9条 会員で本法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 会員である団体が解散したとき
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき

#### (除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、本法人の定款等に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 5人以上10人以内

(2) 監 事 2人

2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならぬ。

4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、本法人を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前二号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、

前任者又は他の現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第 12 条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その役員に対し、弁明の機会を与えた後、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、この定款で定めるものの他、本法人の運営に関する以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任・解任
- (5) 事業報告および決算
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から1ヵ月以内に臨時総会を招集しなければならない。この請求があつたにもかかわらず、会長が会議を招集しないときは、請求をした者が会議を招集できる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があつた場合はこの限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決権を行使する正会員は、第17条、第25条、前条第2項、次条第1項、及び第46条から第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更
- (2) 役員の報酬、職務
- (3) 入会金および会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他運営に関する重要事項

### (開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

### (招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

### (議長)

第33条 理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した者がこれに当たる。

#### (議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって表決することができる。

3 前項の代理人は代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

#### (議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第37条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第40条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決による。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 本法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決

を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならぬ。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第47条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員の過半数の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 本法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第48条 本法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された、特定非営利活動法人または公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 本法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

## 第10章 事務局

第51条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
- 4 職員は会長が任免する。

## 第11章 雜則

### (細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	中村 秀治
副会長	宇治谷 義雄
理事	中村 勝
	松井 与志高
	田中 新太郎
	西岡 宏
	珠久 清次
	松本 光郎
監事	田村 宗雄
	浦野 俊彦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び收支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるもとのする。